

2019年1月11日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 吉田 弘明
(コード番号 2743 JASDAQ)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 山元 俊
電 話 03-6731-3414

当社に対する控訴の提起に関するお知らせ

2018年10月16日付「(開示事項の経過) 当社に対する訴訟の判決(勝訴)に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社に対する損害賠償請求訴訟の判決が言い渡されております。

本判決に対して、控訴人より控訴の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起がなされた裁判所及び年月日

東京高等裁判所

2018年10月26日(控訴状送達日 2019年1月10日)

2. 控訴人

有限会社咲良コーポレーション(以下、「控訴人」といいます。)

愛媛県松山市 代表取締役 花岡香

3. 控訴の内容

原判決は控訴人の当社及び当社代表取締役である吉田弘明に対する請求を全部棄却しましたが、控訴人としては、原判決を是認することができないとのことにより、控訴の提起に至ったものであります。

4. 控訴の提起に至るまでの経緯

2016年5月30日に、当時、当社の子会社であったルクソニア株式会社(東京都渋谷区 代表取締役: 松田健太郎 以下、「ルクソニア社」といいます。)において、ルクソニア社の太陽光発電事業における売掛金債権を控訴人に譲渡するファクタリング取引契約を締結し、当該契約に定められた債権回収日である2016年8月31日に入金がなされなかったことから、控訴人から当該契約にて譲渡する売掛金債権が架空のものであり、当社とルクソニア社とが通謀し詐欺行為を行ったとのことを理由として訴訟を提起されておりました。

2018年10月15日に、東京地方裁判所において、控訴人(第1審原告)の当社及び当社代表取締役である吉田弘明に対する請求をいずれも棄却する第1審判決の言渡しがありました。

これに対して、控訴人がこの判決を不服として、東京高等裁判所に対し、控訴を提起したものであります。

5. 今後の見通し

当社といたしましては、第1審判決は公正かつ妥当な判断がなされたものと考えております。本控訴審においても、第1審に引き続き当社の正当性を主張してまいります。

なお、本控訴審が当社連結業績に与える影響を含め、今後開示すべき事項が発生した場合は、すみやかにお知らせいたします。

以上